

教育民生常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和5年9月15日（金） 第2委員会室
2. 出席委員 五島誠委員長 前田智永副委員長 横路政之 宇江田豊彦 藤木百合子
3. 欠席委員 赤木忠徳
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 橋本和憲議会事務局主任主事
5. 説明員 なし
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 所管事務調査について
 - 2 閉会中の継続調査について
 - 3 陳情第21号 「健康保険証の継続を求める」意見書採択を求める要望書
 - 4 意見書について

午前10時2分 開 議

○五島誠委員長 教育民生常任委員会を開会いたします。本日、傍聴を許可しています。ただいまの出席委員は5名です。赤木委員は、連絡がとれませんので、来られ次第ということで御了解ください。それでは、早速、協議事項に入ります。

1 所管事務調査について

○五島誠委員長 まず、協議事項1点目、所管事務調査について、事務局から何かありますか。

○橋本和憲議会事務局議事調査係 前回、視察等をしましたので、それ以外の項目について、今後、何か聞き取りをすとか、そういった話がありましたら言ってください。

2 閉会中の継続調査について

○五島誠委員長 ということで、同じことですが、続いて、協議事項2、閉会中の継続調査事項について、現在、5点にわたって調整項目を上げています。本定例会のときに報告をしなければならないので、もしこれ以外のことがありましたら言ってください。何かありますか。宇江田委員。

○宇江田豊彦委員 最初に上げた事項でまだ全く取り組んでいないものもあるわけですから、追加をするのはその取り組みができてからのほうが良いと思います。

○五島誠委員長 そうした意見がありました。他に意見はありますか。よろしいですか。それでは、閉会中の継続調査については、現在のままということで、引き続いてよろしく願いいたします。

3 陳情第21号 「健康保険証の継続を求める」意見書採択を求める要望書

- 五島誠委員長 続いて、協議事項の3点目に入ります。陳情第21号、健康保険証の継続を求める意見採択を求める要望書について、藤木委員より提案があるとのこと。藤木委員、お願いいたします。
- 藤木百合子委員 読んでもらえればいいのですが、いろいろと報道等がなされているように、マイナ保険証のひも付けで、紙の保険証を来年の秋以降に廃止するとのこと。廃止によって医療施設を受診することが非常に難しくなる方もおられるということで、そんなに急がなくても、紙の保険証を残して、進めていきながらでも考えてもらえればということで、紙の保険証の継続を求める意見書が出ています。
- 五島誠委員長 そうした御意見もありますけれども、本委員会に送付されています、陳情第21号、要望書の取り扱いについて、委員の御意見をください。横路委員。
- 横路政之委員 私からは、与党でもありますし、このメリットも報道等がなされているところ。確かに、ひも付けのところ、人的なミスも関係しているのですけれども、そういったことも改善し、メリットのほうをとるべきであると思っていますので、この意見書には承服しかねます。
- 五島誠委員長 意見書のぜひもそうなのですから、まずは、陳情の取り扱いということで、どのようにするかを決めていきたいと思えます。意見がありましたらお願いします。宇江田委員。
- 宇江田豊彦委員 全国で起こっている課題です。多く散見できるのが今の実態だと思います。当然、多くの方が不安に思っておられるという実態ですから、今の制度が落ち着くまで紙の保険証を維持していくことが望ましいのではないかと。当然、陳情されている思いは理解できるので、意見書についても検討したらどうかと私は思えます。
- 五島誠委員長 他にありますか。副委員長。
- 前田智永副委員長 何事も、新しいことを始めるときは、弊害が生まれやすいと思えますし、しんどい思いをされている方もおられると思えます。国も、なれていく経過をきちんとつくっていかないといけないと思えますので、併用を求めるような意見書として提出するということもありかと思えます。
- 五島誠委員長 そうしましたら、さまざまな意見がありますけれども、そうした中で、この陳情第21号については、従来どおり、参考として聞き置くという委員会の判断とします。よろしいでしょうか。
- 〔「はい」との声あり〕
- 五島誠委員長 では、そのように扱います。
-

4 意見書について

- 五島誠委員長 それでは、続きまして、協議事項4点目に入る前に、先ほど赤木委員より欠席届が出されたとのことですので報告します。協議事項4点目、意見書について、本委員会に宇江田委員から意見書を出したい旨のお話がありましたので、ここで説明をお願いしたいと思います。宇江田委員。
- 宇江田豊彦委員 保育所施設の職員配置基準改善を求める意見書ということで、皆さんの御手元へ届けたところです。読んでみます。子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在です。しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子供の尊い命が失われるという事態が生じています。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかです。保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事に比べて処遇が低いことで人が集まらず人員不足が一層

深刻化しており、一人ひとりの保育士の努力では限界にきています。コロナ禍の中、保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることがないよう、適切な配置基準に改善することとあわせて、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要です。子どもの命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しません。保育士の保育施設配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべく、政府に対し、次の通り求めます。記、一、保育施設の配置基準をOECD先進国並みの配置基準に改善するとともに、質の高い幼児教育・保育を提供することのできる配置基準に改善すること。一、保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。一、保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する、というモデル案を提出しました。とりわけ、1点目に書いているOECD基準でいうと、日本の基準では、乳幼児は3人に対して1人の保育士、1歳児は6人に対して1人の保育士。アメリカでは大体4人に1人、イギリスでは、乳幼児、1歳までは3人に1人、2歳児が4人に1人、フランスでは5人に1人、ドイツでは6人に1人ということなので、この辺は日本とOECD各国であまり格差はありません。しかし、3歳児から人数が大きく変わっていて、日本の基準では、3歳児は20人に1人、アメリカでは7人に1人、イギリスでは13人に1人、フランスでは15人に1人、ドイツでは13人に1人となっています。それから、4歳児、5歳児については、日本では30人に1人となっていますが、アメリカでは8人に1人と9人に1人、イギリスでは13人に1人、フランスでは15人に1人、ドイツでは13人に1人という基準になっています。見比べると、日本は3歳児以降の配置基準が非常に多いという現状があります。一方、庄原の実態で言えば、指定管理保育所が多いですから、公設、公営の保育所という、非常に人数が少ない。全体的でいえば、七塚が38人、山内が41人、高が29人、峰田が27人という形で直営の保育所を運営されていますから、20人、30人に保育士1人という形には今はなっておりません。ですから、全体的に国の予算措置を求めていますので、そういう状況を打破するために、保育人員を確保してもらいたいということで、1点目の要望を上げています。また、放課後児童クラブでも、1クラスの子供の人数は、40人に1人という基準があります。それから、利用面積は、1人当たり1.65平方メートルとなっています。この前、永末の施設を見させていただきましたが、今の実情でいえば、放課後児童クラブの施設を活用することができない状況も生まれていまして、そういうことに対しても要望していきたいということです。それから、2点目で、保育所施設、学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること、また、正規職員として就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること、ということで要望をしています。公設、公営の保育所では、会計年度任用職員の比率が非常に高い実態があります。全国的に、5割を超えるところが圧倒的です。また、放課後児童クラブの児童支援員については、全国的に、非正規職員が7割程度と言われています。正規職員で見ても、6割が400万円未満で、賃金的にも非常に厳しい状況で、責任に合った賃金にはなっていないのではないかということで要求項目を挙げました。庄原市の実態でいうと、公設、公営の保育所で勤めておられる保育士の方は64名で、うち非正規は19人ということで、全国的に見ると、庄原市は非正規の割合が低い。公設、公営で残っている保育所が非常に少ないことでそういう実態になっているのだと思います。我々も、指定

管理保育所でもよく声を聞かせてもらいますけれども、保育士の確保が非常に困難だという声をお伺いする機会が多い。そういう意味で、2点目を挙げさせていただいています。少子化、保育施設の老朽化の問題も出ています。本市においても、年次的に改善を進めていますが、大きな課題を持っています。地域の保育所機能を壊さないためにも、そういう財源措置が必要だろうということで、2点目を挙げました。3点目、保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。先ほど言ったことにも含まれるわけですが、保育の職場でも、課題になっているのは、保育士の数が足りないということだと思います。3歳児の配置基準についても、保育士の人員不足のため、20人に1人となっていない保育所は全国的に見ても少なくない状況だと思います。ですから、そのことを、政府に対して、きちんとした予算措置をいただいて、各自治体、公共団体が困らないような状況をつくってもらうために意見書を提出したいと考えています。それから、意見書について、さまざま御意見があると思います。その御意見もお伺いしながら、この意見書を仕上げていきたいという思いですので、ここを付け加えろとか、ここは違うのではないかとか、本市の実情に合わないということも含めて御議論ください。よろしくお願いします。

- 五島誠委員長 先ほど、宇江田委員より意見書について説明がございました。これについて、まずは、他の委員からの意見、質疑を求めたいと思います。ありますか。藤木委員。
- 藤木百合子委員 先ほども話が出ていたのですがけれども、題名が「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める」で、配置基準だけのように受け止められるので、配置基準等とか、処遇改善とか、そのあたりを前面に出したほうがわかりやすいかなという感じがしました。とても大事な問題だと思います。この前も、保育士が幼児に対して人権無視をした扱いをしていて問題になったニュースをしていたのですがけれども、乳幼児期の扱いというのは、本当にとっても大事な時期だと思うので、ここにも書いてあるように、保育の質の維持向上を非常に重要視することが必要だと思います。覚えていないようで覚えています。そういう幼児期の扱いは大事だと思うので、その質を確保するという意味でも改善を求めたいと思います。
- 五島誠委員長 他にありますか。横路委員。
- 横路政之委員 まず、前段の提案理由なのですがけれども、タイトルが配置基準となっているのでこういう文章の構成になるのは仕方ないと思うのですが、成り手不足の背景の大元が2項目めかと思しますので、2項目め、3項目めに要望の記述もつけ加えてもらいたいと思います。そして、庄原市議会として出すわけですから、全国共通の意見書にするという思いもわかるのですがけれども、庄原市の地域特性を加えるならば、労働者不足と高齢化で業務を担う人材が少ないといった課題があります。そういったところもどこかに加えてもらえれば、向こうに届いたときに見られるかどうかはわからないのですが、庄原市の課題を訴えることができるのではないかと思います。藤木委員も言われたように、配置基準だけではなく、2項目め、3項目めとも連動できるようなタイトルに変えるべきだと思います。全体的な中身に関しては、今どの自治体も抱えている問題の改善を国に迫るというもので、反対するものではありません。加えてもらいたいという要望をしておきます。
- 五島誠委員長 他にありますか。副委員長。
- 前田智永副委員長 今、お二方が言われましたけれども、庄原市においては、配置基準よりも処遇改善や人員確保法のほうが重要かと思しますので、「配置基準と処遇の改善を求めることと、人員確保策を策定・実施していただくことを求める」という題名のほうがいいと思います。内容のところですけ

れども、5行目あたりの「保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかです」というのが、本市において、保育士や事務職員の方がどう思われるかなという心配が個人的にありまして、「大きな原因であることは明らか」というよりも、「要因の1つとなっている」という文言に変えてもらえればと思うのですが、いかがでしょうか。

○宇江田豊彦委員 「保育所施設の重大な事故は、保育士や事務職員の不足が大きな要因の1つです」と変えさせてもらって、題目のところを言われましたよね、どのように変えましょう。

○五島誠委員長 そうしたら、今、委員の皆さんからさまざまな意見がありましたけれども、本委員会として、この意見書を提案したいという意図でありますので、それについては、文言の整理、あるいは、タイトルの変更をすれば、この委員会で一致したいと思います。まず、その点についてはいかがでしょうか。よろしいですか。副委員長。

○前田智永副委員長 出す方向でよろしいと思います。

○五島誠委員長 そうしましたら、委員会発議で行いたいと思います。今後の日程といたしまして、こちらを、最終日、9月28日に提案して、即日採決してもらいたいのので、もう1回委員会をしたいと思います。9月26日の本会議、予算決算常任委員会の決算審査があります。その日程に合わせて組ませてもらって、発議案の作成については、先ほど文言の訂正等がありましたので、そこに間に合うように、再度、正副委員長、あるいは、提案者の宇江田委員と進めていきたいと思います。その前段で、きょう、ある程度詰めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。今、意見があった中で、結局のところ、まずは本市の課題に目を向けるべきだという意見が多かったかと思います。ですので、意見書のタイトル案についても、「職員配置基準改善を求める」となっていますけれども、「人員確保、処遇改善、さらには職員配置基準改善を求める」というような、3つの事柄が1つになった意見書にしてもらえればよいのではないかと思います。また、先ほど副委員長からあったところは既に訂正をしてもらいました。さらに、横路委員からありました一文を追加してもらいたいと思います。また、記の後なのですけれども、これについては、議論の経過を鑑みて、皆さんの意見を勘案しますと、1項目めに上げているものを3項目めに、3項目めに上げているものを1項目めにしてもらおうと、より皆さんそれぞれの意見が反映できるものになるのではないかと考えます。再度、提案者であります宇江田委員の御意見をください。宇江田委員。

○宇江田豊彦委員 とりわけ労働者不足が深刻な中山間地の庄原において、保育施設・学童施設で働く職員の人員確保を迅速に進めてほしいということで、そういう方向性を策定してほしいというのを1番目に持って来るのはいいと思います。そういう文言を挿入して、庄原の実情を1点目に、あとは、先ほど委員長にまとめてもらった方向でいけばいいのではないかと私も思います。

○五島誠委員長 それでは、再度、この意見書の取り扱いをまとめます。この意見書を教育民生常任委員会として委員会発議で提案することに御異議のある方がいましたら、挙手をお願いいたします。ないですね。それでは、そのように取り扱います。なお、発議案の作成につきましては、正副委員長に一任ください。これに御異議はありませんか。それでは、そのように決定します。以上をもって、教育民生常任委員会を散会いたします。

午前10時31分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

教育民生常任委員会

委員長